

証券業務／時価情報

Sendai Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	300	730
合計	300	730

公共債ディーリング実績

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
1.商品有価証券売買高		
商品国債	154	141
商品地方債	22	38
商品政府保証債	—	—
合計	177	179

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
国債	1,057	1,060
地方債・政府保証債	—	180
合計	1,057	1,240
投資信託	1,337	770

2.商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
商品国債	0	1
商品地方債	0	1
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	1	2

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成23年9月30日			平成24年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	650	653	3	615	616	1
	その他	5,491	6,288	797	7,000	7,730	730
	小計	6,141	6,942	801	7,615	8,347	732
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	545	538	△ 6	300	296	△ 3
	その他	16,000	12,413	△ 3,586	12,000	9,572	△ 2,427
	小計	16,545	12,952	△ 3,592	12,300	9,869	△ 2,430
合計	22,686	19,894	△ 2,791	19,915	18,216	△ 1,698	

2. 子会社及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成23年9月30日			平成24年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	10	10
関連会社株式	—	—
合計	10	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

時価情報

Sendai Bank

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成23年9月30日			平成24年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	623	551	72	1,222	1,007	214
	債券	205,746	202,814	2,931	279,509	275,471	4,038
	国債	86,599	85,256	1,342	108,885	107,235	1,649
	地方債	40,206	39,478	728	56,728	55,526	1,202
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	78,940	78,079	860	113,895	112,709	1,185
	その他	—	—	—	1,544	1,478	66
小計	206,370	203,366	3,003	282,276	277,957	4,319	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,550	7,345	△ 794	4,822	6,132	△ 1,310
	債券	84,142	84,251	△ 108	9,810	9,822	△ 11
	国債	51,559	51,597	△ 38	—	—	—
	地方債	16,342	16,384	△ 42	3,999	4,002	△ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	16,241	16,268	△ 27	5,810	5,820	△ 9
	その他	2,794	3,588	△ 794	3,117	3,494	△ 377
小計	93,487	95,185	△ 1,697	17,750	19,449	△ 1,699	
合計	299,857	298,551	1,306	300,027	297,406	2,620	

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額平成23年9月期及び平成24年9月期277百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

[平成23年9月期]

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状態であると判断し、平成23年9月期末においては、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は468百万円、「その他有価証券評価差額金」は278百万円、「繰延税金負債」は190百万円それぞれ増加しております。変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

[平成24年9月期]

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状態であると判断し、平成21年3月期から、市場価格に替えて経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。

しかし、市場価格と合理的に算定された価額の乖離幅が縮小していることから、市場価格の時価とすることが合理的と判断し、平成24年3月期から市場価格をもって貸借対照表計上額としております。

4. 減損処理を行った有価証券

[平成23年9月期]

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成23年9月期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

平成23年9月期における減損処理額は3,605百万円(うち、株式3,605百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先…………… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先…………… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先…………… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(会計上の見積りの変更)

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、中間会計期間末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判定してはりましたが、当中間会計期間より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、減損処理額が3,512百万円(うち、株式3,512百万円)増加しております。

[平成24年9月期]

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成24年9月期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

平成24年9月期における減損処理額は、97百万円(うち、株式97百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先…………… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先…………… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先…………… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

時価情報／デリバティブ取引情報

Sendai Bank

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	平成24年9月30日
評価差額	1,306	2,620
その他有価証券	1,306	2,620
(+)繰延税金資産 (又は(△)繰延税金負債)	△609	△1,202
その他有価証券評価差額金	696	1,417

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	平成23年9月30日				平成24年9月30日			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金				貸出金			
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		—	—	(注)	—	—	—	(注)
	合計	—	20,007	20,007		—	18,417	13,738	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は本表に記載しておりません。

- (2) 通貨関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔平成23年9月期・平成24年9月期〕 該当ございません。